

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

**条 例**

- 福島県森林環境税条例の一部を改正する条例 一
- 福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例 一
- 福島県東日本大震災災害廃棄物処理基金条例の一部を改正する条例 一
- 福島県旅館業法施行条例の一部を改正する条例 二
- 福島県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例 二
- 福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 三
- 福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 三
- 福島県家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例 三
- 福島県屋外広告物条例の一部を改正する条例 三
- 福島県工業用水道条例の一部を改正する条例 四

## 条 例

福島県森林環境税条例の一部を改正する条例、福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例、福島県東日本大震災災害廃棄物処理基金条例の一部を改正する条例、福島県旅館業法施行条例の一部を改正する条例、福島県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例、福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例、福島県家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例、福島県屋外広告物条例の一部を改正する条例及び福島県工業用水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十二月二十二日

### 福島県条例第六十一号

#### 福島県森林環境税条例の一部を改正する条例

福島県森林環境税条例（平成十七年福島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成三十二年度」を「令和七年度」に改める。

第三条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「各連結事業年度」を「各通算親法人事業年度」に、「第五十二条第二項第四号」を「第五十二条第二項第三号」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条第一項の改正規定（「各連結事業年度」を「各通算親法人事業年度」に、「第五十二条第二項第四号」を「第五十二条第二項第三号」に改める部分に限る。）は、令和四年四月一日から施行する。

（税 務 課）

### 福島県条例第六十二号

#### 福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例の一部を改正する条例

福島県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行条例（平成十一年福島県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「泉崎村 中島村」を「泉崎村」に、「埴町 鮫川村 石川町」を「埴町」に、「小野町 広野町」を「小野町」に、「双葉町 飯館村」を「双葉町」に改める。

別表第三中「西郷村」を「西郷村 中島村」に、「矢祭町」を「矢祭町 鮫川村 石川町」に、「三春町」を「三春町 広野町」に、「新地町」を「新地町 飯館村」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（自然保護課）

### 福島県条例第六十三号

#### 福島県東日本大震災災害廃棄物処理基金条例の一部を改正する条例

福島県東日本大震災災害廃棄物処理基金条例（平成二十四年福島県条例第五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

**福島県災害廃棄物処理基金条例**

第一条中「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体である」を削り、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成二十三年法律第九十九号）第二条に規定する」を「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項に基づき指

福島県知事 内堀雅雄

定された特定非常災害により生じた」に、「福島県東日本大震災災害廃棄物処理基金」を「福島県災害廃棄物処理基金」に改める。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(一般廃棄物課)

福島県条例第六十四号

福島県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

福島県旅館業法施行条例(昭和四十三年福島県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第三号を次のように改める。

三 浴室

浴室は、次に掲げる基準に適合すること。ただし、客室に設置され、宿泊者が浴槽水を入れ替えることのできる浴室については、イからオまでに掲げる基準は適用しない。

ア 清浄な湯及び水を十分に供給すること。

イ 浴槽水(浴槽内の水をいう。以下同じ。)の水質は次の表の上欄に掲げる項目につき同表の下欄に掲げる基準に適合するものとする。

項目	基準
濁度	五度以下であること。ただし、知事が入浴者の衛生上支障がないと認める場合は、この限りではない。
有機物(全有機炭素(TOC)の量)又は過マンガン酸カリウム消費量	有機物(全有機炭素(TOC)の量)は一リットルにつき八ミリグラム以下、又は、過マンガン酸カリウム消費量は一リットルにつき二十五ミリグラム以下であること。ただし、知事が入浴者の衛生上支障がないと認める場合は、この限りではない。
大腸菌群	一ミリリットルにつき一個以下であること。
レジオネラ属菌	検出されないこと(百ミリリットルにつき十CFU未満)。

ウ 毎日完全に換水している浴槽水は、一年に一回以上、連日使用している浴槽水は、一年に二回以上(ただし、浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には、一年に四回以上)、その他必要に応じて水質検査を行い、その結果は検査結果判明の

日の直後の四月一日の翌日から起算して三年間保管すること。

エ 浴槽水は、毎日入れ替えること。ただし、浴槽水を循環式ろ過装置でろ過し、かつ、消毒設備で消毒する場合は、必要に応じて入れ替えること。

オ 循環装置により浴槽水を循環する場合には、循環水の誤飲を防止するための措置を講ずること。

カ 洗いおけ及び腰掛を浴室に備える場合は、清潔なものを用いること。

キ 脱衣かご、脱衣棚等は、常に清潔にしておくこと。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(食品生活衛生課)

福島県条例第六十五号

福島県公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

福島県公衆浴場法施行条例(昭和四十四年福島県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号イ(ウ)中「同表の当該下欄に掲げる方法によつて行う検査において、」を削り、「中欄」を「下欄」に改める。

第四条第三号イ(ウ)の表を次のように改める。

項目	基準
濁度	五度以下であること。ただし、知事が入浴者の衛生上支障がないと認める場合は、この限りではない。
有機物(全有機炭素(TOC)の量)又は過マンガン酸カリウム消費量	有機物(全有機炭素(TOC)の量)は一リットルにつき八ミリグラム以下、又は、過マンガン酸カリウム消費量は一リットルにつき二十五ミリグラム以下であること。ただし、知事が入浴者の衛生上支障がないと認める場合は、この限りではない。
大腸菌群	一ミリリットルにつき一個以下であること。
レジオネラ属菌	検出されないこと(百ミリリットルにつき十CFU未満)。

第四条第三号イ中(ウ)を(イ)とし、(イ)から(ウ)までを(ウ)から(イ)までとし、(ウ)の次に次のように加える。

(イ) 毎日完全に換水している浴槽水は、一年に一回以上、連日使用している浴槽

水は、一年に二回以上（ただし、浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には、一年に四回以上。）、その他必要に応じて水質検査を行い、その結果は検査結果判明の日の直後の四月一日の翌日から起算して三年間保管すること。

第六条中「(キ)」を「(ク)」に改める。

（食品生活衛生課）

**福島県条例第六十六号**

福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例（平成二十一年福島県条例第百八号）の一部を次のように改正する。

別表第四中「南相馬市」を「南相馬市 会津坂下町」に改める。

**附 則**

- この条例は、令和三年四月一日から施行する。
- この条例の施行の際福島県農地法に係る事務処理の特例に関する条例第四条各号に掲げる事務に係る農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号。以下「法」という。）のそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法のそれぞれの規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては会津坂下町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法の適用については、会津坂下町の長がした処分その他の行為又は会津坂下町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

（農業担い手課）

**福島県条例第六十七号**

福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に関する条例（平成二十二年福島県条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

**附 則**

- この条例は、令和三年四月一日から施行する。
- この条例の施行の際福島県租税特別措置法第七十条の四の規定に係る事務処理の特例に関する条例本則に規定する事務に係る租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の規定により知事がした通知で現にその効力を有するもので、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては会津坂下町の長が通知することとなるものは、施行日以後における租税特別措置法の適用については、会津坂下町の長がした通知とみなす。

**福島県条例第六十八号**

福島県家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例

福島県家畜伝染病予防法施行条例（平成十二年福島県条例第百十二号）の一部を次のように改正する。

（農業担い手課）

第三条第一項の表二の項中

綿羊、やぎ、豚、しか 又はいのしし一頭につ き五百三十円（豚の流 行性脳炎予防注射につ いては、一頭につき千 百円）	綿羊、やぎ又は 頭につき五百三 豚又はいのしし つき三百四十円 流行性脳炎予防 注射は、一頭 千五百円
---	---

し  
か  
一  
頭  
に  
（豚の  
注射に  
につき  
）に改める。

**附 則**

この条例は、令和三年一月一日から施行する。

（畜産課）

**福島県条例第六十九号**

福島県屋外広告物条例の一部を改正する条例

福島県屋外広告物条例（昭和六十一年福島県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「又は」を「若しくは」に改め、「管理する者」の下に「又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者」を加える。

第十四条の次に次の二条を加える。

（管理者設置義務）

**第十四条之二** 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、当該広告物又は当該掲出物件を管理する者を置かなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件で規則で定めるものについては、前項の管理する者は、法第十条第二項第三号イに規定する者（以下「屋外広告士」という。）その他これと同等以上の知識を有する者として規則で定めるものでなければ

ばならない。  
(点検義務)

**第十四条の三** 広告物又は掲出物件の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する  
広告物又は掲出物件について、規則で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件  
の本体、接合部、支持部分等の劣化、損傷等の状況の点検をさせなければならない。  
ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件で規則で定めるものについて  
は、前項の規定による点検を行う者は、屋外広告士その他これと同等以上の知識を有  
する者として規則で定めるものでなければならない。

3 第五条、第六条第四項又は第七条の規定による許可を受けた者は、第十条第三項の  
規定により許可の期間の更新を申請する場合には、第一項の規定による点検の結果を  
知事に提出しなければならない。

第十六条第二項中「又は掲出物件を設置する者」を「若しくは当該掲出物件を設置し、  
又はこれら进行管理する者」に改める。

第二十一条第一項中「により」の下に「第十四条の二第一項の規定により設置した」  
を加える。

第二十五条第一項第一号を次のように改める。  
一 屋外広告士

**附 則**

(施行期日)

この条例は、令和三年七月一日から施行する。ただし、第十四条の次に二条を加える  
改正規定(第十四条の二第二項及び第十四条の三第二項に係る部分に限る。)は、令和  
四年七月一日から施行する。

(都市計画課)

**福島県条例第七十号**

**福島県工業用水道条例の一部を改正する条例**

福島県工業用水道条例(昭和三十七年福島県条例第二十七号)の一部を次のように改  
正する。

別表第一磐城工業用水道の項中「13.50円」を「13.20円」に、「27.00円」を「26.40

円」に改め、同表勿来工業用水道の項中「6.90円」を「8.70円」に、「13.80円」を「17.40

円」に改め、同表小名浜工業用水道の項中「2.80円」を「2.90円」に、「5.60円」を「5.80

円」に改め、同表相馬工業用水道の項中「48.00円」を「45.20円」に、「96.00円」を「90.40

円」に改める。

別表第二磐城工業用水道の項中「1.36円」を「1.33円」に、「13.50円」を「13.20円」

に改め、同表勿来工業用水道の項中「2.26円」を「2.85円」に、「6.90円」を「8.70円」

に改め、同表小名浜工業用水道の項中「0.54円」を「0.56円」に、「2.80円」を「2.90

円」に改め、同表相馬工業用水道の項中「3.48円」を「3.28円」に、「48.00円」を「45.20

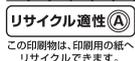
円」に改める。

別表第三磐城工業用水道の項中「1.36円」を「1.33円」に改め、同表勿来工業用水道  
の項中「2.26円」を「2.85円」に改め、同表小名浜工業用水道の項中「0.54円」を「0.56  
円」に改め、同表相馬工業用水道の項中「3.48円」を「3.28円」に改める。

**附 則**

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(経営・販売課)



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,560円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷